

平成19年12月10日

債権者及び株主等関係者 各位

川崎市高津区久本三丁目3番17号
株式会社文教堂
代表取締役社長 嶋崎富士雄

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社文教堂（住所：川崎市高津区久本三丁目3番17号）に対して当社の書籍・雑誌等の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は平成19年11月28日に終了しております。

なお、この新設分割の効力発生日は平成20年3月3日の予定であり、当社は同日をもって、商号を株式会社文教堂グループホールディングスに変更いたします。

記

1. この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。
2. この会社分割に反対し株式買取請求権を行使される株主は、平成20年1月4日（月曜日）までにその旨をお申し出ください。
3. なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法第24条第1項の規定により、最終事業年度にかかる有価証券報告書を提出しております。

以上

~~~~~  
平成19年12月11日

<訂正とお詫び>

上記記載の株式買取請求権の行使期限日の「平成20年1月4日（月曜日）」は、正しくは「平成20年1月4日（金曜日）」であります。  
訂正してお詫び申し上げます。